令和８年（フ）第７５２２号
東京都江戸川区篠崎町６丁目13―24―206
債務者　小野寺　弘
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５７７号
東京都板橋区徳丸３丁目38―６―101
債務者　橋本　和美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６１１号
東京都墨田区向島５丁目11―１―106　向島Ｐｅａｃｅ　Ｃｕｂｅ　Ｉ
債務者　小松　彩夏
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７３１号
大阪府東大阪市横小路町４丁目８番11―102号
債務者　梁　　海里
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

令和７年（フ）第４２００号
広島県福山市春日町５丁目８番40号Ａ102
破産者　ＪＨＳ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４２７０号
東京都練馬区向山４丁目16番１号
破産者　木村産業車輛株式会社
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８３８号
宮城県名取市ゆりが丘一丁目15番地の３
破産者　有限会社延生プランニング
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第４６０号
岐阜県各務原市蘇原東栄町二丁目64番地の２
破産者　山田自動車販売株式会社
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第４１号
福岡県田川市大字夏吉322番地
破産者　株式会社法研工業
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所田川支部

令和７年（フ）第１９８号
岐阜県不破郡垂井町表佐4874番地の１
破産者　株式会社ソーワ
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和７年（フ）第３２号
長崎県佐世保市折橋町54番地２
破産者　有限会社梅月
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和７年（フ）第８９号
宮城県名取市増田二丁目１番18号
破産者　株式会社浅野屋
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１３号
富山県下新川郡入善町椚山858番地
破産者　有限会社長島電気工事
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

令和６年（フ）第２９９号
最後の住所　愛知県刈谷市宝町７丁目49番地２
破産者　亡高橋健太郎相続財産
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第１５９６号
東京都八王子市散田町五丁目28番１号
破産者　有限会社サン・コーポレーション
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１８７２号
東京都小平市学園東町１丁目16番32号　栄荘102、破産手続開始決定時の住所東京都小平市上水新町１丁目９番３号
破産者　三浦　一豊
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１９３２号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地７―28―101
破産者　植野奈奈子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２１６９号
東京都東久留米市中央町五丁目２番11号
破産者　株式会社榊原通信
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部